よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

ソロモン諸島	平成二十一年十月二十四日
マラウイ共和国	平成二十一年十一月六日
マリ共和国	平成二十一年十二月五日
アンティグア・バーブーダ	平成二十一年十二月三十一日
グルジア	平成二十二年五月二十三日
バーレーン王国	平成二十二年六月三日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成二十二年八月七日
ナウル共和国	平成二十二年九月二十三日
コンゴ民主共和国	平成二十二年十月二十三日
チュニジア共和国	平成二十二年十月二十八日
アルジェリア民主人民共和国	平成二十三年四月二日
コートジボワール共和国	平成二十四年四月十一日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十四年十月二十五日
セントルシア	平成二十四年十二月十二日
イラク共和国	平成二十五年六月十二日

三　オランダ王国政府は、前記の条約の受諾書を平成二十二年六月三十日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年七月三十日にオランダ王国について効力を生じた。

（平成二十一年五月二十九日付け、同年九月二十四日付け、同年九月二十五日付け、同年九月二十八日付け、同年十月八日付け、同年十月十九日付け、同年十一月十七日付け、同年十二月一日付け、平成二十二年一月十一日付け、同年四月六日付け、同年四月八日付け、同年五月十日付け、同年五月十九日付け、同年七月九日付け、同年七月二十二日付け、同年九月二十二日付け、同年九月二十三日付け、同年九月二十七日付け、同年九月二十八日付け、同年十月六日付け、同年十一月十五日付け、平成二十三年三月十五日付け、平成二十四年三月十二日付け、同年三月十六日付け、同年九月二十四日付け、同年九月二十五日付け、同年九月二十六日付け、同年十一月十二日付け、平成二十五年三月四日付け、同年三月二十五日付け、同年五月十三日付け、同年九月十一日付け、同年九月十八日付け、同年十一月二十一日付け、同年十二月二十七日付け、平成二十六年一月十五日付け、同年二月二十日付け、同年四月二十五日付け及び同年五月二十九日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十六年六月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年六月二十七日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
経済産業大臣　茂木　敏充

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：沼津支店 郵便番号：410―0832 所在地：静岡県沼津市御幸町17―5 電話番号：055―931―2924	営業所又は事務所の名称：沼津支店 郵便番号：410―0046 所在地：静岡県沼津市米山町6―5沼津商工会議所会館2階 電話番号：055―920―5000

(2)　変更年月日

平成26年7月14日

(3)　変更の理由

移転のため

○厚生労働省告示第二百六十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三及び第五十四条において準用する同法第四十七条の二により、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関及び同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する同法第四十六条第四項第二号又は第三号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一及び同令第十九条の二の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本ボイラ協会	兵庫検査事務所	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町五丁目六番三号	大阪府大阪市中央区谷町二丁目九番三号	平成二十六年二月二十四日

2　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の名称の変更

名称	変更前の事務所の名称	事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更年月日
一般社団法人日本ボイラ協会	近畿検査事務所	大阪府大阪市中央区谷町二丁目九番三号	近畿検査事務所	平成二十六年三月三十一日
	兵庫検査事務所			

3　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の代表者の氏名の変更

名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
シマブンエンジニアリング株式会社	坂本　和憲	桑田　耕治	平成二十六年三月二十八日

4　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本ボイラ協会	兵庫検査事務所	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町五丁目六番三号	大阪府大阪市中央区谷町二丁目九番三号	平成二十六年二月二十四日